

答申 情第75号

令和6年12月23日

相模原市議会議長 古内 明 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開決定処分に関する諮問について（答申）

令和6年8月8日付け6議事課第674号により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

相模原市議会（以下「実施機関」という。）が行った令和5年9月27日付け相模原市指令（議事）第3号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）は、不適切な決定であり、これを取り消すべきと判断する。

公開する文書に非公開情報が記録されている場合には、非公開の箇所を具体的に特定し、その理由を条例の非公開理由に即して明らかにしたうえで、可及的速やかに公開・非公開の決定を行うべきである。

2 審査請求の経緯

(1) 令和5年9月13日付で、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項本文の規定に基づき、以下の内容について公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する特別委員会（以下「A&A特別委員会」という。）の、(1) 令和2年7月16日午前9時37分から午前11時37分まで開催された秘密会の会議録、(2) 令和2年8月26日午後3時06分から午後4時35分まで開催された秘密会の会議録

(2) 実施機関は、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する特別委員会会議録（令和2年7月16日）及び麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する特別委員会会議録（令和2年8月26日）（以下2つの会議録を合わせて単に「本件会議録」という。）を本件公開請求に係る公文書と特定し、本件処分を行った。

(3) 令和5年11月7日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 令和6年5月13日付けで、審査請求人は、実施機関に対し、申入れ書を提出し、速やかな公開を求める旨の申し入れを行った。

(5) 令和6年6月10日付けで、実施機関は審査請求人に対し、弁明書を送付し、本件審査請求に対する弁明を行った。

(6) 令和6年7月29日付けで、審査請求人は、弁明書に対し、反論書により反論を行った。

(7) 令和6年8月8日付けで、実施機関は、当審査会に対し条例第17条第1項の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

本件処分を取り消し、条例第7条第1号「個人に関する情報」に該当する

部分を除き、公開することを求めるとし、具体的には次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

ア 非公開決定通知書記載の「公開しない理由」のうち、前段部分は、A & A特別委員会を秘密会として開催したことや秘密会とした理由を述べているにすぎず、本件会議録を非公開とすべき理由を説明していない。会議が非公開で開催されたからといって、当該会議の会議記録につき、当然に非公開することが許容されるわけではない。

イ 「公開しない理由」のうち、後段部分は次のウからカまでのとおり、非公開理由として不十分である。

ウ 条例第7条第5号は、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」と、3類型を規定している。非公開決定通知書の記載だけでは、条例の規定する3類型のうち、どれに該当すると判断したのか、判然としない。

エ 条例第7条第5号の文言の解釈は裁判例等の蓄積により確立している。すなわち、「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならない」との解釈が定着し、「抽象的な危険性・可能性では足りず、客観的かつ具体的な危険性・可能性があることを要すると解すべきである。」とされているが、処分庁の非公開理由説明は、抽象的に、秘密会の会議録であるから非公開だということをいうにすぎない。

オ 「不当に」は、開示による利益を斟酌してもなお開示によってもたらされる支障が重大なものであることを要するとの趣旨と解されているが、処分庁は、対象文書の内容に即した判断を行わず、単に秘密会の会議録であることから、記載内容の如何にかかわらず一律に全部非公開とし、開示による利益と、開示による支障との比較衡量を行っていない。

カ 「相模原市議会会議規則（昭和42年相模原市議会規則第1号。以下「市議会会議規則」という。）第107条第1項の規定により、議事の記録は公表しないことを前提として協議を行った」としているが、「公表」は、ウェブへのアップロードなどの積極的な公表をしないという趣旨にとどまり、また、同条第2項の「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない」は実質秘についての規定であり、会議録の全部が非公開となることが前提とされていたとはいえない。そもそも前提を誤っている。

キ 国会の秘密会は、国会法63条で「秘密会議の記載中、特に秘密を要

するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。」とされ、会議録公表の原則から除外されるのは、特に秘密とする必要があると議決した部分に限定されている。より市民に身近で、直接民主主義的な制度も取り入れられている地方議会について、国会よりも非公開の範囲を広げることは明らかに不当である。

ク 不必要に非公開の範囲を拡大するのではなく、議会基本条例および情報公開条例の理念に沿った判断をされるよう求める。

(2) 申入れ書における主張

ア 非公開決定通知書は、対象文書の記載内容に即した具体的な説明を行わず、抽象的な支障を述べるにとどまっている。

これは、非公開決定を行うにあたって、封緘されて保管されている本件会議録を開封することなく、したがって対象文書の記載内容を見ることなく、本件処分を行ったことによるものと推測される。

イ 他自治体における議会の秘密会会議録の情報公開請求訴訟において、横浜地方裁判所は以下の判断を示している。

- ・ 「秘密会の議事の記録は公表しない」「秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない」との規定は、情報公開請求に対して当然に全部非公開となることを定めたものではない。
- ・ 会議録全体が、条文に該当するとはおよそ考えられず、条文に該当する部分と、そうでない部分は容易にかつ合理的に分離できるから、後者につき部分公開を行うべきであり、全部非公開処分は違法である。

この判決で示された判断にしたがえば、本件処分が違法であって取り消されるべきであることは明らかである。

ウ 条例6条1号（個人情報）（原文ママ）該当を理由とする非公開については争っておらず、審査請求の対象から除外している。

エ 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会が、上掲横浜地裁判決の判断に反する答申をすることは考えられないので、本件処分を取り消すべきとの答申が出ることは確実といえる。

オ 審査会答申を待つことなく、自らの判断で本件処分を取消し、本件会議録の記載内容を確認したうえで、非公開事由のない部分について速やかに公開をされるよう申し入れる。

(3) 反論書における主張

ア 会議の非公開イコール会議録非公開ではない

本件審査請求において、秘密会の開催の是非を問題にしているものではない。秘密会として開催された会議であっても、秘密会であることの

みをもって全部非公開とすることはできない、本件会議録の具体的な記述内容に即して条例の非公開理由該当性を判断し、(一部)公開をすべきであると求めている。

浦和地裁昭和59年6月11日判決は、次のように判示している。

「一般に会議体の議事を非公開とすることの主眼は、これが公開されると、会議体の出席者が、往々にして傍聴人等から心理的圧迫を受けて自由な意見交換ができなくなり、又は傍聴人等に迎合するような質疑発言をなす虞れがあるため、このような事態を回避し、出席者が議事に専心できるようにして審理の充実を図ること、換言すれば、会議体の審理の実質化を図ることにあると解されるのであって、会議の非公開とその会議の経過や結果を記録した会議録を事後的に開示することとは事柄の性質上両立しえないではないと考えられる。」

「例えば、憲法57条2項、国会法63条は、国会が秘密会を開いた場合においても、その会議録のうち特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公開すべき旨を規定しており、この一事からも、会議の非公開が当然にその会議の会議録の非公開を帰結するものではないことが窺われる。」

イ 処分庁の主張する非公開事由該当性は抽象的なものにとどまる

本件対象文書の全部について、条例7条5号所定の「おそれ」があるとはいえないことは明らかである。

公開請求対象文書は、以下のとおりである。

① 令和2年7月16日開催 秘密会会議録

② 令和2年8月26日開催 秘密会会議録

①は、参考人招致につき、出席を求める参考人の人選についての協議であり、対象者の個人情報等が含まれていること。

②は、招致することを決定した参考人につき、実施日時、案件等を記載した議長宛ての参考人出席要求書の内容を確認いただくことが議題であり、対象者の個人情報や本委員会に付与された検閲権に基づき閲覧している非公開資料の内容等が含まれる可能性があること。

を理由に秘密会とされた。

本件処分がなされた令和5年9月27日の段階で、A&A特別委員会における参考人招致に関する事実が明らかになっている状況において、「出席を求める参考人の人選」および「実施日時、案件等を記載した議長宛ての参考人出席要求書の内容を確認する」という会議の本件会議録を公開することにより、弁明書のいう「おそれ」があるとは到底考えられない。

ウ 条例7条5号の「おそれ」の解釈については、「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならない」「抽象的な危険性・可能性では足りず、客観的かつ具体的な危険性・可能性があることを要する」と解されるが、処分庁は、「客観的なおそれ」が存することにつき、弁明書においても、何ら説明していない。本件処分が違法であることは明らかである。

エ 弁明書は「参考人・委員による率直な発言及び意見交換等が損なわれ」としているが、本件対象文書は、参考人招致が実施された秘密会の会議録ではないので、この主張は全くあたらない。

オ 仮に、本件会議録の公開により何らかの支障が生ずる場合であっても、「公開による利益をしんしゃくしてもなお公開によってもたらされる支障が重大なものである」のでなければ、非公開は認められない。

(4) 意見陳述における主張

ア 審査請求人による主張

(ア) 総論

審査会においては、本件会議録の記載内容を見分のうえ、判断されるよう求める。

(イ) 意見

a 処分取消だけでは審査請求人の救済にならないこと

処分庁が他の非公開理由をあげて非公開（一部非公開）処分をすれば、あらためて争わざるを得ない。審査請求人の迅速な救済のため、全部公開ないし公開部分を特定した答申をなされたい。

b 審査会にはインカメラ審理の権限及び義務があること

審査会はインカメラ審理を含めた強い調査権限を有し、実施機関は審査会からの文書提示等の求めを「拒んではならない」とされている。審査会のインカメラ審理は、条例上、審査会が「必要があると認めるとき」に実施するものとされている。

本件審査請求において、「見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益」を上回る行政上の支障等の不利益が生ずることはおよそ考えられないため、インカメラ審理の「必要がある」と判断されるべきはいうまでもない。

審査会に提出された事件記録に当該会議録が含まれていなければ、審査会は調査権限を行使して当該文書を提出させるべきであり、審査会が当該文書を確認しないまま答申をすることは、行政不服審査法の趣旨に照らして許されないというべきである。

イ 補佐人による主張

98条委員会（A&A特別委員会）の審議に秘密会が導入された。秘密会の議事のうち「公表できる事項」については、当該委員会の議決に基づき公表する旨が申し合わされ、秘密会終了後には、招致が決定された参考人の職名だけ公表された。

98条委員会による調査報告書の中でも参考人の氏名を記載しなかったが、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会（100条委員会）の報告書では、その職名とともに氏名が公表された。

そもそも地方公共団体の幹部職員の人事は公知の情報であり、その職氏名が非公開情報に該当する余地はない。

98条委員会に参考人として招致することの適否は、当該参考人候補が委員会の調査対象たる土地区画整理事業に職務上どのように関与したか、という点に照らして判断される筈である。

本件会議録の主な内容は、参考人候補者が市の幹部職員として在任期間中の「職務遂行の内容」に該当するものにほかならないから、これを非公開情報とすることは許されない。

4 実施機関による説明の要旨

公開請求のあった文書の全ては、条例第7条第5号に該当する文書であることから、全部非公開と決定し、その理由を具体的には次のように主張している。

(1) 非公開決定通知書における主張

参考人招致に関する協議に当たり、対象者の個人情報やA&A特別委員会に付与された検閲権に基づき閲覧した非公開資料の内容等が含まれる可能性を鑑み、相模原市議会委員会条例（平成4年相模原市条例第1号。以下「市議会委員会条例」という。）第19条第1項の規定により、議決の上で秘密会とした委員会の議事の記録であり、また、市議会会議規則第107条第1項の規定により、議事の記録は公表しないことを前提として協議を行ったものであることから、公開することにより、将来の秘密会における協議等に著しい支障が生じるおそれがある。

(2) 弁明書における主張

ア 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の執行に当たっての不適切な事務処理をはじめとした様々な課題、問題が顕在化する中で、問題の再発防止等に向けた対策がとられるよう調査研究する必要があったことから、令和2年2月に、地方自治法第98条第1項の権限を委任し

たA&A特別委員会を設置した。

- イ 参考人招致に向けた協議については、対象者の個人情報やA&A特別委員会に付与された検閲権に基づき閲覧した非公開資料の内容等が含まれる可能性を鑑み、A&A特別委員会の議決により秘密会とした。
- ウ 地方自治法第98条の権限を付与されたA&A特別委員会として、できる限り市民への公開を行い、市民の知る権利に応えつつ、開かれたA&A特別委員会活動を行いたいとの思いを持ちながら、参考人の人選、参考人への出席要求に係る内容確認など、参考人招致に関わることに限定して、真に秘密とすべき議論に係る部分に限り秘密会として開催した。
- エ 市議会会議規則第107条において秘密会の議事の記録は公表しない、秘密会の議事は秘密性の継続する限り他に漏らしてはならないと定めていることをもって、本件処分の「公開しない理由」としているもので、「国会よりも非公開の範囲を広げることは明らかに不当」とはいえない。
- オ 本事業は地権者や関係者が多く、市民からの信用失墜の回復と早期の事業再開を図っていく必要があった中で、A&A特別委員会での参考人招致に関する議論における、個人の特定につながる情報や書類閲覧により知り得た情報等により、本事業への影響や市民に誤解等を与えかねないことから、参考人招致に関わる議論の内容そのものが市民に混乱等を生じさせてしまうおそれや特定の者に不利益を及ぼすことになるおそれがあったため、A&A特別委員会の協議の一部を秘密会として開催した。
- カ 参考人招致は秘密会として開催することで参考人に出席を求めて行ったことから、事後に秘密会の議事の記録を公開することになれば、参考人招致が難しくなることや、参考人・委員による率直な発言及び意見交換等が損なわれ審査等に影響をきたすなど、将来の同種の秘密会における協議等に著しい支障を生じるおそれがある。

(3) 意見聴取における主張

- ア 令和2年1月30日の議会運営委員会において、地方自治法第98条第1項の検閲・検査権を付与した特別委員会を設置する協議が調ったことから、常任委員会の所管事務調査ではなく、検査権を付与したA&A特別委員会の設置議案が提出され、「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査研究について」を付議事件とするA&A特別委員会を設置した。
- イ 本事業は、地権者や関係者が多く、市民からの信用失墜の回復と早期の事業再開を図っていく必要があった中で、A&A特別委員会での参考人招致に関する議論における個人の特定につながるような情報や、市から提出された書類の閲覧によって知り得た情報を含む議論になる可能性

があったこと、また、その情報等によって、本事業への影響や市民に誤解等を与えかねず、参考人招致に関わる議論の内容そのものが市民に混乱等を生じさせてしまうおそれや特定の者に不利益を及ぼすことになるおそれがあったことから、A&A特別委員会の協議の一部を、秘密会として開催した。

ウ 秘密会は非公開で行う会議とされており、A&A特別委員会の会議においては、市議会委員会条例第19条に基づき委員会の議決により秘密会とすることを決定した。また、秘密会に際しては、市議会会議規則第107条において秘密会の議事の記録は公表しないこと、秘密会の議事は秘密性の継続する限り他に漏らしてはならないと定められていることを、委員長をはじめ委員全員が確認をした。

エ A&A特別委員会では、地方自治法第98条の権限を付与された特別委員会として、できる限り市民への公開を行い、市民の知る権利に応えつつ、開かれた特別委員会活動を行いたいとの思いの一方で、参考人の人選や参考人への出席要求に係る内容の確認などを含め、参考人招致に関わることというところ限定し、真に秘密とすべき議論に係る部分に限り秘密会として開催した。

オ 議論は秘密会の中で行き、協議が調った後に、公表できる部分を確認し、報告することとした。8月12日、8月26日及び10月9日のA&A特別委員会において、秘密会を解いた後に、それぞれの委員会の中で「委員会終了後に公表可能な事項」として、協議が行われた内容を報告した。

カ A&A特別委員会における秘密会会議録の取扱いに関しては、市議会会議規則の規定に基づき、秘密会の会議録は公表しないということを前提としてA&A特別委員会の活動を進めており、現在に至るまで、当該秘密会に関して秘密性を解除する議決は行われていない。また、参考人招致は秘密会として開催するという事で参考人に出席を求めて行っており、事後に、秘密会の議事の記録を公開することになれば、今後、参考人招致ということ自体が難しくなることや、参考人や委員による率直な発言及び意見交換等が損なわれ、審査等に影響をきたすなど、将来の同種の秘密会における協議等に著しい支障が生じるおそれがあることから、非公開と決定した。

キ 秘密会の会議録については、秘密会の部分を記載しない公開用の会議録の原本と、秘密会の部分を記載した非公開の会議録を作成し、開催日毎に合わせて保管をしている。保管にあたっては、秘密会の会議録は紙で包み、非公開の会議録であることが分かるようにした上で、公開用の

会議録原本と同じ簿冊に綴り、事務局内の鍵のかかる書庫で保管している。

ク 本件処分を行うにあたっては、本件会議録は秘密性が継続している状態であったため、内容を確認してはいない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、A&A特別委員会における、令和2年7月16日午前9時37分から午前11時37分まで開催された秘密会の会議録及び令和2年8月26日午後3時06分から午後4時35分まで開催された秘密会の会議録である。

(2) 条例第7条第5号妥当性について

実施機関は、本件処分の理由を条例第7条第5号に該当するためとして、以下その妥当性を検討する。

ア 条例第7条第5号の趣旨及び解釈

条例第7条第5号は、原則公開の例外として、市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われることを確保する観点から非公開情報を定めたものである。

行政における内部的な審議等に関する情報の中には、個別の事案決定手続等が終了していても、機関としての意思決定がされていない情報や意思決定過程の意見交換の記録に関する情報、意思決定過程において外部から取得した情報等が含まれているが、これらの情報がそのまま公開されると率直な意見の交換が損なわれたり、市民の間に混乱を生じさせたりするおそれがあることから、これを防止する観点から定められたものである。

本号は、次の3点から成り立っている。(構成要件)

(ア) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人との間におけるものであること。

(イ) 審議、検討又は協議に関するものであること。

(ウ) 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 構成要件の充足性について

(ア) について

本件の実施機関は議会であり、「実施機関」とは条例第2条第1項において、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会と規定されており、これに含まれていることから、要件を満たしており、また、この点に関する実施機関と審査請求人の間に争いはない。

(イ) について

本件申立文書は、A&A特別委員会における審議に関するものであることから、要件を満たしており、また、この点に関する実施機関と審査請求人の間に争いはない。

(ウ) について

「おそれ」の存否について、実施機関と審査請求人の間に主張の争いが認められる。

ウ 条例第7条第5号にいう「おそれ」とは

条例第7条第5号にいう「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある情報を整理すると、(1) 公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により不当に率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなる情報、(2) 未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報、(3) 公開することにより、特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある情報、であり、公開のもたらず支障が客観的に「不当」と判断できる場合に例外的に非公開とするものであり、具体的には、支障が重大で、非公開とすることに合理性が認められる場合などに限定されるものと解される。

エ 実施機関の主張する「おそれ」の条例適合性について

実施機関は「おそれ」について、非公開決定通知書の中で「市議会委員会条例第19号第1項の規定により、議決の上で秘密会とした委員会の議事の記録であり、また、市議会会議規則第107条第1項の規定により、議事の記録は公表しないことを前提として協議をおこなったものであるから、公表することにより、将来の秘密会における協議等に著しい支障が生じるおそれがあると説明している。

また、弁明書において、本事業は地権者や関係者が多く、市民からの信用失墜の回復と早期の事業再開を図っていく必要があった中で、A&A特別委員会での参考人招致に関する議論における、個人の特定につな

がる情報や書類閲覧により知り得た情報等により、本事業への影響や市民に誤解等を与えかねないことから、参考人招致に関わる議論の内容そのものが市民に混乱等を生じさせてしまうおそれや特定の者に不利益を及ぼすことになるおそれがあったため、A&A特別委員会の協議の一部を秘密会として開催した。さらに、参考人招致は秘密会として開催することで参考人に出席を求めて行ったことから、事後に秘密会の議事の記録を公開することになれば、参考人招致が難しくなることや、参考人・委員による率直な発言及び意見交換等が損なわれ審査等に影響をきたすなど、将来の同種の秘密会における協議等に著しい支障が生じるおそれがある。と追加の主張をしている。

まず、秘密会の会議録を公表することによる、将来の秘密会における協議等に著しい支障が生じるおそれの主張について、その妥当性を検討する。

実施機関は、参考人招致に関する協議に当たり、対象者の個人情報やA&A特別委員会に付与された検閲権に基づき閲覧した非公開資料の内容等が含まれる可能性を鑑み、市議会委員会条例第19条第1項の規定により、議決の上で秘密会とした委員会の議事の記録であり、また、市議会会議規則第107条第1項の規定により、議事の記録は公表しないことを前提として協議を行ったものであることから、公開することにより、将来の秘密会における協議等に著しい支障が生じるおそれがあると主張する。

確かに、市議会会議規則第107条第1項において「秘密会の議事の記録は、公表しない。」とあり、実施機関は、これを条例適合性の根拠としていることから、審査会における意見聴取の場において当審査会委員より「公表」と「公開」の認識について問うたが、公表については秘密会として公開しないことと理解しているとのことであつた。

「公表」の定義を本市の例規において見つけることはできないが、行政における公表とは、「国又は地方公共団体が国民若しくは一定の地域の住民又は不特定多数の人々が知ることができるように、一定の事項を発表すること。」という、広報的な意味を持つ言葉と解することに異はないと思われる。そうであれば、「秘密会の議事の記録は、公表しない。」とは、「秘密会の議事の記録は、公に知らしめるための発表はしない。」との文意であると解することができる。

一方、情報公開制度における「公開」は、公文書公開請求に基づき、請求文書について個別具体的に公開・非公開の判断を行うものである。「公表」と「公開」は、まったく前提を異にする言葉であり、「公表しな

い」を「公開しない」と解することはできず、情報公開請求の対応にあたっては、請求文書について個別具体的に公開・非公開の判断をしなければならず、「公表」を「公開」と同義に解し、「公開（＝公表）することにより、将来の秘密会における協議等に著しい支障が生じるおそれがある」という主張は成り立たない。

次に「不当に」と判断できるかどうかであるが、前提となる主張が成り立たない以上判断することを要しない。

更に、実施機関は弁明書において、A&A特別委員会での参考人招致に関する議論において、個人の特定につながるような情報や、提出された書類の閲覧によって知り得た情報を含む議論になる可能性があったこと、また、その情報等によって、本事業への影響や市民に誤解等を与えかねず、参考人招致に関わる議論の内容そのものが市民に混乱等を生じさせてしまう「おそれ」や特定の者に不利益を及ぼすことになる「おそれ」があったことから、A&A特別委員会の協議の一部を秘密会として開催した。と追加の主張をしていることから、念のためその妥当性を検討する。

確かに、当該区画整理事業は、その事業推進に伴い多くの問題や課題が発生したことから、約3年間にわたり事業の一時立ち止まりを余儀なくされるなど、市民や地権者等の関係者はもとよりマスメディアの耳目を集めた事案であり、A&A特別委員会の協議の一部を秘密会として開催した状況についての実施機関の説明は理解することができるが、ここで主張する「おそれ」は、秘密会形式での開催の正当性に関する理由についての説明にとどまり、本件処分の正当性の理由とはならない。

(3) 結論

本市の情報公開制度は、原則公開を前提としており、条例第7条において公文書の公開義務を規定している。公開しないことができる文書については、非公開情報が記録されている場合に限定しているところであるが、当審査会が審議において本件会議録を確認したところ、非公開情報に該当すると思われる情報が記録されていることを確認した。

しかし、実施機関は、本件公開請求にあたり、本件会議録の内容を確認せず、秘密会の会議録であることをもって外形的な判断のみで本件処分を決定しており、内容を踏まえたうえで非公開情報が記録されている場合に該当するか否かの判断を行っていない。

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った本件処分は不適切な決定であり、これを取り消すべきと判断する。

公開する文書に非公開情報が記録されている場合には、非公開の箇所を

具体的に特定し、その理由を条例の非公開理由に即して明らかにしたうえで、可及的速やかに公開・非公開の決定を行うべきである。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 8月 8日	実施機関からの諮問
10月28日	審議 実施機関からの意見聴取
12月23日	審議 審査請求人の意見陳述

第1部会委員 金井 利之
土屋 武
尾崎 隆